

撰南大学後援会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、撰南大学後援会といい、その事務所を寝屋川市池田中町 17 番 8 号撰南大学内に置く。

(目 的)

第 2 条 この会は、撰南大学学生の修学指導に関して、大学当局と学生の家庭の連絡提携を密にし、教育の目的達成に遺憾のないようにするとともに、併せて学園の発展向上に寄与することを目的とする。

(構 成)

第 3 条 この会は、撰南大学の在校生の父母または保証人を会員とし、これをもって組織する。

(事 業)

第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- イ. 大学当局と学生の家庭との緊密な連絡提携
- ロ. 会報の発行配付
- ハ. 教育懇談会の開催
- ニ. 学生の情操や体育の向上に関する事業についての協力援助
- ホ. 学生の就職についての協力援助
- ヘ. 育英に関する事業
- ト. 大学の施設・設備に関する協力援助
- チ. その他目的達成について必要と認めた事項

(役 員)

第 5 条 この会に役員を置き、この会の恒常的業務を審議する。

2 役員合計定数は、46 名以上 61 名以内とし、各学部の定数は、原則次のとおりとする。

- イ. 理工学部 9～12 名
- ロ. 国際学部 4～5 名
- ハ. 経営学部 5～6 名
- ニ. 薬学部 6～9 名
- ホ. 法学部 5～6 名
- ヘ. 経済学部 5～6 名
- ト. 看護学部 2～3 名
- チ. 農学部 6～9 名
- リ. 現代社会学部 4～5 名

3 前項の役員の中から、次の役職者を選任する。

- イ. 会長 1 名
- ロ. 副会長 若干名
- ハ. 常任委員 若干名
- ニ. 監事 2 名

(顧問等)

第 6 条 この会に顧問、相談役および名誉会長を置くことができる。

(役員を選任)

第 7 条 第 5 条の役員および前条の顧問等の選任は、次のとおりとする。

- イ. 役員、会長および監事は、総会において選任する。
 - ロ. 副会長は、総会の議を経て会長が委嘱する。
 - ハ. 常任委員は、会長が委嘱する。
- ニ. 顧問および相談役は、役員会の議を経て会長が推挙する。
- ホ. 名誉会長は、この会および摂南大学の設立・維持発展などに功労のあった者を、総会の議を経て会長が推挙する。

(役職者等の任務)

第 8 条 役職者等の任務は、次のとおりとする。

- イ. 会長は、この会を代表し、会務を統理する。
 - ロ. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
 - ハ. 常任委員は、業務を分担し処理する。
- ニ. 監事は、会務ならびに会計を監査し、必要に応じ総会その他の会議に出席し、意見を述べる。
- ホ. 顧問、相談役および名誉会長は、必要に応じ会議に出席し、諮問に応じる。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(総会)

第 10 条 この会に総会を置く。

- 2 総会は、毎年 1 回、5 月または 6 月に開催する。
- 3 総会は、役員を選任し、会則の改正、その他重要事項を決定するほか、会務および会計の報告を受け、これを承認する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 総会は、役員会の議を経て、臨時に開催することができる。

(機関)

第 11 条 この会に次の機関を置く。

- イ. 役員会 必要に応じて開催し、事業計画、予算、決算などの重要事項のほか、恒常的業務について審議する。
 - ロ. 三役会 必要に応じて開催し、会長、副会長および監事の出席のもと、年次計画および各業務の実施について審議する。
 - ハ. 常任委員会 必要に応じ随時開催し、業務の具体的推進について審議する。
- 2 前項各機関の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(運営経費)

第 12 条 この会の運営経費は、学園振興会からの援助金および寄附金をもって充当する。

(会計年度)

第 13 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(幹事)

第 14 条 この会の事務を処理するため、幹事長および幹事を委嘱する。

(細則)

第 15 条 この会則の施行に関する細則は、別に定める。

(改正)

第 16 条 この会則は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正できない。

付 則

1. イ. この改正会則は、2022 年 5 月 28 日（総会承認日）から施行し、2022 年度入学生の会員より適用する。
 - ロ. 第5条第2項ロ号国際学部の役員定数については、外国語学部が存続する間、外国語学部の役員を含めるものとする。
2. イ. この改正会則は、2023 年 5 月 27 日（総会承認日）から施行し、2023 年度入学生の会員より適用する。
 - ロ. 第 5 条第 2 項リ号現代社会学部の役員定数については、2023 年度から毎年 1～2 名を増員し、2026 年度には定数に達するものとする。

摂南大学後援会会則施行細則

(教育懇談会)

第 1 条 摂南大学後援会会則（以下「会則」という）第 4 条ハ号に規定する教育懇談会は、毎年度開催し、大学側から関係教員の出席を求め、子女の修学指導について個別懇談を行う。

(顧問および相談役)

第 2 条 会則第 6 条の顧問および相談役の選任基準は、次のとおりとする。

- イ. 顧 問 学長、学園役員ほか、学園関係者で特に必要と認める者
- ロ. 相談役 歴代会長のほか大学、学園の役職者で特に必要と認める者

(後援会事務局)

第 3 条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に、会則第 14 条の幹事長および幹事を置く。

3 幹事長および幹事は、大学職員に委嘱し、次のとおりとする。

- イ. 幹事長 大学事務局長（事務総括責任者）
- ロ. 幹 事 大学学長室庶務課役職者若干名

4 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

イ. 総務関係

- a 事業の計画立案に関する事
- b 総会、役員会など会議の招集に関する事
- c 会報の編集発行に関する事
- d 会員と学校の連絡に関する事
- e その他後援会運営の庶務に関する事

ロ. 会計関係

- a 会費の収納および管理保管に関する事
- b 寄附金の取扱いに関する事
- c 会計諸帳簿の記帳および伝票類の整理に関する事
- d 予算の編成および決算の確定に関する事
- e その他後援会の会計に関する一切の事

5 前項の事務を行うため、事務局に事務職員を配置する。

(改 正)

第 4 条 この細則は、役員会の承認を得るものとする。

付 則

この細則は、2021 年 6 月 1 日から施行する。